

環境保健課よりお知らせ



○生ごみ処理奨励 補助金について

ごみ減量のため、生ごみ処理機・容器の購入補助を行っています

- ・電気式処理機 購入額の1/2補助（上限額 3万円）
- ・処理容器 購入額の1/2補助（上限額 5千円）

※購入前に申請する必要があります。

○ポイ捨てはやめて！ ごみが水害の被害を大きくします。

投棄されたペットボトルやプラスチックごみは、住宅地の側溝や畠の水路に落ちて腐ることなく溜まります。大雨などがあるとそれが側溝に詰まって水があふれ、道路や畠地を冠水させるような被害を起こします。

側溝へのポイ捨てはやめましょう。畠地に廃プラスチックを放置しないでください。

○貯水タンクは台風に飛ばされないようにしっかり固定してください。

家庭や農地で大型貯水タンクを使用している方は、強風で飛ばされないように管理してください。道路や他人の敷地に落下するといった被害が多くなっております。事故につながる大変危険な状態ですので、今一度タンクの設置状態を確認してください。

また、貯水タンクは産業廃棄物ですので、廃棄する際は産廃処分業者へ依頼してください。

問い合わせ 環境保健課 998-8203

平成18年全国地域安全運動の実施について

今年も地域安全運動が、全国一斉に実施されることになりました。

この運動は、防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関、団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に挙げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図るものであります。

1 期間 平成18年10月11日(水)から20日(水)までの10日間

- 2 主催、後援及び
協賛団体**
- (1)主催 沖縄県警察本部、(財)沖縄県防犯協会連合会等
 - (2)後援 沖縄県ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議、沖縄県市長会等
 - (3)協賛 沖縄タイムス、琉球新報、N H K 沖縄放送局、沖縄テレビ放送株式会社、琉球放送株式会社、朝日放送株式会社等

3 メインスローガン 「みんなでつくろう安心な街」

- 4 運動重点**
- (1)全国重点 ア 子どもの犯罪被害防止
イ 住宅を対象とする侵入犯罪の防止
ウ 街頭におけるひったくり、性犯罪被害防止
 - (2)地域重点 身近な犯罪の指定7罪種「オートバイ盗」「車上狙い」「自転車盗」「空き巣」「忍び込み」「強制わいせつ」「ひったくり」



※地域安全運動は、地域住民が主役です。進んで防犯活動などに参加し、安心して暮らせる地域社会をつくりましょう。

糸満警察署 995-0110

【連絡先】

新具志頭幼稚園	白川幼稚園	東風平幼稚園	町教育委員会
(☎ 098-8998850)	(☎ 098-8998450)	(☎ 098-8998500)	(☎ 098-8998751)

【受付時間】

午後3時～午後4時30分まで

【受付日時】

12月1日までの3日間

【必要書類】

①入園願書
②就園前児童の状況調査票
(母子健康新手帳を参考し記入)

【対象児童】

新4歳児・5歳児

それぞれの校区の幼稚園へ必要書類を提出してください。提出の際にお子さんの面接を行いますので必ず親子同伴でお越しください。

平成19年度

八重瀬町立幼稚園児募集

町教育委員会では、平成19年度の園児を次のとおり募集します。入園を希望される方は受付期間内に左記の必要書類を提出していただきますようお願いいたします。必要書類は町教育委員会学校教育課、又は町立幼稚園に準備されています。



国民年金保険料の納付が困難な方

～若年者猶予制度・学生納付特例制度～

若年者納付猶予制度とは？

学生納付特例制度とは？

若年者納付猶予制度(20歳台で学生以外)と学生納付特例制度(学生)は、所得が少ないと保険料を納付できずに、将来の年金が受け取れなくなること、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合の障害基礎年金を受けることができなくなること等を防ぐため、申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

POINT 1

- ・若年者→本人と配偶者の所得を審査
- ・学生→本人の所得のみで審査

一般的の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除となるか判定いたしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳台の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があり、学生の方はご本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2

- ・障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間等の年金はどうなるの？

○若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(追納)。

○追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

お問い合わせ・手続き先

役場本庁舎(具志頭)国保年金課998-2210 支所(東風平)住民窓口998-2101

申込・問合せ 八重瀬町商工会
電話 998-14142

受講料／無料
対象／町内の商工業者または、創業をお考えの方
場所／具志頭農村環境改善センター2階 大会議室

日時／平成18年10月12日(木)
午後2時～4時

実際に訴状作成まで行います。
3、少額訴訟の実務について、
回収の方法は？

講師／司法書士 喜屋武 力
内容／1、代表的な法的回収手段とは
2、支払いに代わるコゲ付債権

商売がいくら繁盛しても代金の回収ができないには何なりません。代金を上手に回収するには、当初の契約の段階で有利な契約を結ぶことが肝要ですが、そんな契約がなかつたときでも、手をこまねいている訳にはいきません。そこで、今回は法的回収手段と、コゲ付債権回収の方法、また、60万円以下の金銭請求の場合に起こせる少額訴訟の実務を習得するセミナーを開催します。

「法律基礎と誰でもできる少額訴訟の実務」
売掛金を確実に回収するために押さえておきたい法律基礎と誰でもできる少額訴訟の実務

「八重瀬町手をつなぐ愛の会」が結成される！

平成18年9月6日に町社会福祉会館で結成総会があり、旧町村にありました障害者親の会が合併し、一つの組織としてスタートすることになりました。

これまで、旧東風平町にありました「手をつなぐ親の会（育成会）」、療養者親の会「東風の花」、旧具志頭村にありました療養者親の会「ギーザバンタ」が合併し、「八重瀬町手をつなぐ愛の会」との名称で活動を開始することになりました。

本町では、国による障害者自立支援法という法律の施行に伴い、障害者を取り巻く環境も著しく変化しており、また、町村合併後の各種団体の合併・統合を推進する方針と相伴って、障害者親の会の統合を進めていたところであります。幸いにも保護者の皆様のご理解とご協力を得て親の会を統合することができ、大変喜んでいます。

今後は、これら保護者が一つの大きな組織として活動し、障害者の自立、社会参加や福祉増進に向けた取り組み、そして障害者の健やかな成長を支援することについて相提携していくものと確信しているところです。引き続き、町民の皆様方にも障害者に対するご理解をよろしくお願ひいたします。

八重瀬町 社会福祉課

受講生募集

おとこの料理教室

講師：石垣 須磨子
日時：11月4日・11日・18日（土曜日）
16:00～19:30
場所：八重瀬町具志頭改善センター
2階 調理室（4日・18日）
場所：八重瀬町東風平改善センター
1階 調理室（11日）
対象：一般男性 15名
費用：参加料は無料
(材料費1回につき900円程度)



文学碑めぐり

講師：垣花 武信
日時：11月19日（日）AM8:30～PM5:30
場所：本島中部（東コース）
対象：一般町民 25名以上
費用：自己負担 1000円



申込先：八重瀬町中央公民館 担当 神谷
電話 998-8383

食生活改善普及運動月間

（10月1日～ あなたの腹囲（おなが）は大丈夫？
10月31日）～食事バランスガイドを活用し、
メタボリックシンドロームを予防しましょう～



○メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪型肥満に高脂血症、糖尿病、高血圧などが加わった状態をいいます。

内臓脂肪が蓄積されると代謝異常などが起こり、動脈硬化の進行が加速し、心臓病や脳卒中といった命に関わる危険性が高まります。

10月9日～10月15日は 「40歳からの健康週間」です

この年代は、働き盛りである反面、不規則な食事、運動不足が続いたり、身体の機能が徐々に低下することから、生活習慣病が増える年代でもあります。

この「40歳からの健康週間」を機会に生活習慣を見直し、適度な運動・食事・休息・睡眠を心がけましょう。

町でも、様々な健康教室を計画していますので、活用してみてはいかがでしょうか？

チェック！あなたの メタボリックシンドローム度は？

<input type="checkbox"/> チェック1	おへその高さの腹囲が 男性85cm以上 女性95cm以上
--------------------------------	---------------------------------

+ 「チェック1」+「チェック2の2項目以上」に当てはまるときメタボリックシンドロームと判定されます。

<input type="checkbox"/> チェック2	中性脂肪 150mg/dl以上かつ/又は HDLコレステロール 40mg/dl未満 収縮期血圧 130mmHg以上かつ/又は 拡張期血圧が 85mmHg以上 空腹時血糖値 110mg/dl以上
--------------------------------	--

予防のためにも、食事や運動などの生活習慣を見直して内臓脂肪の減少に取り組みましょう。

環境保健課 998-8203・1144

心の相談窓口のお知らせ

心の病に関することで、困っていることはありませんか？
気になることや、困っていることがありましたら、気軽に来所、電話相談下さい。

八重瀬町役場
環境保健課
(八重瀬町保健センター)

日常生活で困っていることや様々なサービスについて聞きたいことについて当事者や家族、関係者等から相談に応じます。

相談時間 9時～12時、13時～17時
八重瀬町字東風平 1318-3
電話 998-8203

南部
福祉保健所

受診や医療について相談、緊急時の相談、依存症、ひきこもり、認知症など、精神保健福祉に関する相談に応じます。

相談時間 9時～12時、13時～16時
南風原町字宮平 212
電話 889-6945

精神保健
福祉センター

県内に1カ所あります。電話相談、来所相談、専門医による相談、精神デイケア等があります。

こころの電話相談 毎週 月・火・金曜日
来所相談 毎週 月・木曜日(予約が必要です)
相談時間 9時～11時、13時～16時
南風原町字宮平 212-3
電話 888-1450

「10月23日から10月29日」は第54回精神保健福祉普及運動期間です



平成18年10月1日に 事業所・企業統計調査が 実施されます。

全国すべての事業所や企業が対象です。
調査にどうぞ協力下さい。

平成18年事業所・企業統計調査は、調査票の内容を他人に話したり、調査した結果を統計以外の目的に使用することは法律で禁止されています。調査票の回収につきましては、調査員証を携行している調査員にお渡しください。

【問合先】八重瀬町役場 企画財政課
統計担当 野原
TEL: 098-998-2668

さあ、スポーツの秋!
まずは体力測定から

日常、ウォーキングや
スポーツで健康づくりをしているあなた。
自分の体力年齢は?
(体力年齢はスポーツをする上で重要なこと)
体力年齢に応じた運動法を指導員
がアドバイスします。



日時 平成18年10月8日(日)
受付 午前9時～午後3時
場所 東風平運動公園

平成18年 秋季全国火災予防運動

◎統一標語 「消さないで あなたの心の 注意の火」
◎実施期間 平成18年11月9日(木)から
11月15日(水)までの7日間

今年も空気が乾燥し、火災の発生しやすい季節となりました、火災による事故をなくし住みよい市や町をつくるためひとり一人が注意しましょう。

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

第4回世界のウチナーンチュ大会

八重瀬町出身者歓迎の夕べ

とき: 平成18年10月13日(金)
午後6時～
ところ: 東風平農村環境改善センター 2階
※参加費1,000円(当日受付)

60名余のウチナーンチュが参加します。
町村合併があっても「かるさと」はここに在り!

お問合せ先: 総務課 998-2200